

○二本松市工場等立地促進条例

平成17年12月1日

条例第142号

(目的)

第1条 この条例は、本市に工場等を設置する事業者に対し、奨励措置を講ずることにより、工場等の立地を促進し、もって産業の振興及び雇用の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工場等 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業、卸売業、機械修理業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業及び自然科学研究所の事業の用に供する施設

イ アに掲げるもののほか、産業の振興に特に寄与すると市長が認める事業の用に供する施設

(2) 事業者 営利を目的として前号の業務を営む者をいう。

(3) 新設 本市に工場等を有しない事業者が、新たに工場等を建設(既存工場等の取得を含む。)することをいう。

(4) 増設 本市に工場等を有する事業者が、事業拡大のために既設の工場等を拡充し、又は本市の他の地域に新たに工場等を建設(既存工場等の取得を含む。)することをいう。

(5) 移転 本市に工場等を有する事業者が、当該工場等の全部を本市の他の地域に移すことをいう。

(6) 設置 工場等を新設、増設又は移転することをいう。

(7) 投下固定資産総額 工場等を設置するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第2号、第3号及び第4号に規定する土地、家屋及び償却資産(直接事業の用に供するものに限る。)を取得するために要した費用の総額をいう。

(8) 指定地域 本市の区域内のうち次に掲げる区域をいう。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定に基づき市が定めた準工業地域、工業地域又は工業専用地域

イ 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第1項第4号及び同条第3

項の規定による実施計画において市が定めた工業等導入地区

ウ 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を受けて造成された工場等の用に供する区域

エ アからウまでに掲げる区域のほか、前条の目的を達成するため優先的に工場等を立地することが必要であると市長が認める区域

(9) 従業員 事業者が使用する者で雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であるものをいう。

(10) 新規雇用者 工場等の設置に伴い新たに雇用される従業員で、常時雇用されるものをいう。

(奨励金の交付要件等)

第3条 市長は、事業者が指定地域に関係法令等に準拠して工場等を設置し、かつ、別表に掲げる要件をすべて満たしたときは、当該事業者に対し、工場等の立地については工場等立地奨励金を、雇用については雇用促進奨励金(以下第4条、第5条及び第7条において単に「奨励金」という。)を各々交付するものとする。

(奨励金の交付申請及び決定)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、工場等立地奨励金にあつては毎年度3月10日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに、雇用促進奨励金にあつては操業開始の日以後1年6月以内に各々市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により奨励金の交付の可否を決定するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付の決定の取消し等)

第5条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その決定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 工場等の操業開始の日から10年以内にその操業を休止し、若しくは廃止し、又は工場等を当該工場等の用途以外の用途に供したとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例の規定に基づく事業者の権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(権利義務の承継)

第7条 奨励金の交付の決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときにおいて、それぞれ当該各号に定める者が、この条例の規定に基づく当該事業者の権利及び義務の承継をしようとするときは、権利義務の承継に係る事由が発生した日から30日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。

- (1) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- (2) 法人が分割した場合 分割により営業を承継した法人
- (3) 営業を譲渡した場合 当該事業を譲り受けた事業者
- (4) 死亡した場合 当該事業を相続した事業者

2 市長は、前項の申請があったときは、必要な調査を行った上、承認の可否を決定するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。

(二本松市税特別措置条例との調整)

第8条 工場等立地奨励金の交付を受けようとする事業者は、二本松市税特別措置条例(平成17年二本松市条例第69号)の規定の適用を受けることができる場合は、同条例第7条に規定する課税免除の申請を優先して行わなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の二本松市工場等立地促進条例(平成17年二本松市条例第7号)又は安達町工場等立地促進条例(平成17年安達町条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第3条関係)

奨励金の名称	交付要件	奨励金の額等
工場等立地奨励金	<p>1 工場等を指定地域に新設する場合、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 用地取得面積が1,500平方メートル以上で、かつ、建築(取得)面積が500平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 投下固定資産総額が75,000,000円以上であること。</p> <p>(3) 用地取得後3年以内に操業を開始すること。</p> <p>2 工場等を指定地域に増設又は移転する場合、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 用地取得面積が1,000平方メートル以上又は建築(取得)面積が330平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 投下固定資産総額が50,000,000円以上であること。</p> <p>(3) 用地取得を伴う場合は、取得後3年以内に操業を開始すること。</p>	<p>工場等の設置に係る土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税額相当額(二本松市税特別措置条例により課税免除を受けることができる場合は、当該課税免除を受けた金額を控除して得た額)を限度として、固定資産税が操業開始の日以後最初に課税される年度を初年度として5年間交付するものとする。</p>
雇用促進奨励金	<p>1 工場等を指定地域に設置する場合、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 用地取得面積が1,000平方メートル以上又は建築(取得)面積が330平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 新規雇用者が操業開始の日から90日以内に10人以上で引き続き1年以上雇用していること。ただし、新規雇用者のうち市内に住所を有する者が半数以上であること。</p>	<p>新規雇用者のうち、市内に住所を有する者1人につき100,000円とし、奨励金の交付は、1回限りとする。</p>